明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令の一部を改正する政令（六一）　三
○脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（六二）　五
○国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（六三）　六
○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（六四）　七
○デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係政令の一部を改正する政令（六五）　七
○地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（六六）　七

〔内閣官房令〕
○寒冷地手当支給規則の一部を改正する内閣官房令（内閣官房一）　八

〔府　令〕
○金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令（内閣府二〇）　一〇
○公認会計士・監査審査会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令（同二一）　一一

〔府令・省令〕
○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信技術の活用に関する規則の一部を改正する命令（内閣府・総務・法務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通二）　一三

〔省　令〕
○日本私立学校振興・共済事業団法施行規則の一部を改正する省令（文部科学六）　一八
○雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働四七）　一九
○家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（農林水産一二）　二〇
○商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令（農林水産・経済産業一）　二〇
○商品投資顧問業者の業務に関する省令の一部を改正する省令（経済産業一六）　二三
○船舶設備規程及び小型船舶安全規則の一部を改正する省令（国土交通二四）　二五
○自然環境保全法施行規則の一部を改正する省令（環境一一）　二七

〔規　則〕
○犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則の一部を改正する規則（国家公安委五）　二九
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十七号に基づき同条第十五号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則（個人情報保護委二）　三一
○カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則の一部を改正する規則（カジノ管理委員会一）　三一

〔告　示〕
○円借款の供与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務九六）　三一
○円借款の供与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同九七）　三二
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する件（厚生労働一一〇）　三三
○家畜共済損害認定準則の一部を改正する告示（農林水産六〇〇）　三五
○農業保険法附則第三条第一項の農林水産大臣が定める特定の疾病を定める件の一部を改正する件（同六〇一）　三六
○農業保険法施行規則第百七条第四項の規定による肉豚の価額の算定の方法を定める件の一部を改正する件（同六〇二）　三六
○出願公表後に品種登録出願を取り下げた件（同六〇三）　三七
○出願公表後に品種登録出願が拒絶された件（同六〇四）　三七
○建築基準法第二条第九号の二イ(2)に規定する性能と同等の性能を有する特定部分の基準を定める件（国土交通二一九）　三七
○主要構造部が準耐火構造である特定部分と同等の準耐火性能を有する特定部分の基準を定める件（同二二〇）　三八
○防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の構造方法を定める件等の一部を改正する告示（同二二一）　三八
○海岸保全施設に関する直轄工事を完了した件（同二二二）　三四
○船舶設備規程第三百十一条の二十一の二の告示で定める船舶を定める告示（同二二三）　三五
○国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を定める件の一部を改正する告示（同二二四）　三六
○道路に関する件（東北地方整備局三九～四四）　三六
○大規模災害からの復興に関する法律の規定により施行した一級河川の特定災害復旧等河川工事の一部を完了する件（同四五）　三七
○都市計画に関する件（関東地方整備局一二六～一二九）　三七
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（同一三〇）　三八
○道路に関する件（同一三一～一三四）　三九
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（北陸地方整備局二〇）　三〇
○都市計画に関する件（中部地方整備局三四～三八）　三一
○都市計画に関する件（四国地方整備局二二）　三三
○道路に関する件（同二三）　三三
○道路に関する件（九州地方整備局四〇）　三三
○道路に関する件（北海道開発局二〇）　三四

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

（前のページより続き）

〔国会事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

土地家屋調査士法第三条第二項第二号の規定に基づく認定を受けた者の公告（法務省）　一三
令和六年度輸入食品監視指導計画の公表について（厚生労働省）　一四
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　一五
中部地方整備局公示（中部地方整備局）　一五
四国地方整備局公示（四国地方整備局）　一五
北海道開発局公示（北海道開発局）　一五

労　働

最低工賃の改正決定に関する公示（秋田労働局最低工賃公示一）　一四

本号で公布された法令のあらまし

◇令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令の一部を改正する政令（政令第六一号）（内閣府本府）

1　令和二年五月一五日から七月三一日までの間の豪雨による災害について、災害対策基本法（昭和三六年法律第二二三号）第一〇二条第一項の規定による地方債をもって地方公共団体の財源とすることができる期限を延長することとした。（本則関係）

2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第六二号）（経済産業省）

1　関係政令の整備

(一)　原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律施行令の一部改正

(1)　題名を「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律施行令」に改めることとした。（題名関係）

(2)　廃炉拠出金の延納等について所要の規定の整備を行うこととした。（第四条関係）

(二)　その他関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。（第一条及び第三条～第七条関係）

2　経過措置

実用発電用原子炉設置者等による脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第四四号）附則第一〇条第一項の金銭の支払について、再処理等拠出金の延納等を準用するもの等とすることとした。（第八条関係）

3　附則

この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第六三号）（警察庁）

国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第九七号。以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定（同号に規定する外国為替及び外国貿易法の目次等の改正規定並びに改正法附則第四条及び第五条の規定を除く。）の施行期日は、令和六年四月一日とすることとした。

◇犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第六四号）（警察庁）

1　疑わしい取引の届出に係る事項に係る規定の整備

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成一九年法律第二二号）第二条第二項第四七号から第四九号までに掲げる特定事業者による疑わしい取引の届出に係る事項を定めることとした。（第一六条関係）

2　その他所要の規定を整備することとした。

3　施行期日等

(一)　所要の経過措置を設けることとした。

(二)　この政令は、国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第九七号。以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定（同号に規定する外国為替及び外国貿易法の目次等の改正規定並びに改正法附則第四条及び第五条の規定を除く。）の施行の日（令和六年四月一日）から施行することとした。

◇デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係政令の一部を改正する政令（政令第六五号）（農林水産省）

一　家畜伝染病予防法施行令の一部改正関係

都道府県知事又は市町村長は、家畜伝染病予防法（昭和二六年法律第一六六号）の規定に基づく通行の制限又は遮断を行う場合の掲示について、当該制限又は遮断をする際にする適当な場所への掲示に加え、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないものとすることとした。（第一条関係）

二　農業協同組合法施行令等の一部改正関係

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六三号。以下「改正法」という。）の施行等に伴い、農業協同組合法施行令（昭和三七年政令第二七一号）等について所要の規定の整理を行うものとすることとした。（第二条～第五条関係）

三　施行期日

この政令は、改正法の施行の日（令和六年四月一日）から施行するものとすることとした。

◇地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第六六号）（厚生労働省）

1　社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会が薬局の開設者からの委託を受けて行う、当該薬局で調剤済みとなった電子処方箋を保管する業務に係る手数料の額について、当該業務の委託に係る薬局一施設ごとに年額二、五〇〇円とすることとした。（第七条関係）

2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

政　令

令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第六十一号

令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第百二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令（令和三年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「令和五年度」を「令和六年度」に改める。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第六十二号

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十四号）の施行に伴い、並びに同法附則第二十六条並びに同法附則第十条第三項及び原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律（平成十七年法律第四十八号）第十五条において準用する同法第八条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備（第一条―第七条）
第二章　経過措置（第八条）
附則

第一章　関係政令の整備

（電気事業法施行令の一部改正）

第一条　電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第二十八条の五十三第三項」を「第二十八条の五十五第三項」に改める。

第二十一条第一項中「第二十八条の五十三第一項」を「第二十八条の五十五第一項」に改める。

第四十七条第二項第二号中「第二十八条の五十三第一項」を「第二十八条の五十五第一項」に、「第二十八条の五十七」を「第二十八条の五十九」に改める。

（原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律施行令の一部改正）

第二条　原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律施行令（平成十七年政令第二百十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律施行令

第一条中「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」を「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」に改め、同条第二号中「第四条第一号」を「第五条第一号」に改める。

第二条の見出しを「（再処理等拠出金の延納等）」に改め、同条第一項中「使用済燃料再処理機構」を「使用済燃料再処理・廃炉推進機構」に、「拠出金」を「法第五条第二項に規定する再処理等拠出金（次条において「再処理等拠出金」という。）」に改め、同条第三項中「第七条第一項」を「第八条第一項」に、「、第八条」を「、第九条」に、「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律施行令」を「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律施行令」に、「第八条第一項」を「第九条第一項」に改める。

第三条中「拠出金」を「再処理等拠出金」に改める。

第四条中「第四十二条」を「第五十条」に改め、同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（廃炉拠出金への準用）

第四条　第二条第一項及び第二項並びに前条の規定は、実用発電用原子炉設置者等による法第十一条第二項に規定する廃炉拠出金の納付について準用する。

2　前項において読み替えて準用する第二条第一項の規定による延納について、法第十四条並びに法第十五条において読み替えて準用する法第八条第六項及び第七項並びに第九条の規定を適用する場合には、法第十四条中「各年度の六月三十日（その年度に実用発電用原子炉設置者等となった者にあっては、そのなった日の属する年度の翌年度の六月三十日）」とあるのは「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律施行令（平成十七年政令第二百十一号）第四条第一項において準用する同令第二条第一項に規定する期限」と、「ならない。ただし、当該廃炉拠出金の額の二分の一に相当する金額については、各年度の十二月三十一日までに納付することができる」とあるのは「ならない」と、法第十五条において読み替えて準用する法第八条第六項中「同条の納期限」とあるのは「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律施行令（平成十七年政令第二百十一号）第四条第一項において準用する同令第二条第一項に規定する期限（以下「延納期限」という。）」と、法第十五条において読み替えて準用する法第九条第一項中「第十四条の納期限」とあるのは「延納期限」と、「同条」とあるのは「第十四条」と、法第十五条において準用する法第九条第二項中「納期限」とあるのは「延納期限」とする。

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第三条　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第百八十二号を次のように改める。

百八十二　使用済燃料再処理・廃炉推進機構（脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十四号）第三条の規定による改正前の原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成十七年法律第四十八号）第十条の使用済燃料再処理機構を含む。）

第九条の四第百二十九号を次のように改める。

百二十九　使用済燃料再処理・廃炉推進機構

（自衛隊法施行令等の一部改正）

第四条　次に掲げる政令の規定中「使用済燃料再処理機構」を「使用済燃料再処理・廃炉推進機構」に改める。

一　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）別表第十第八十五号

二　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第三十九条第百七号及び第四十三条第七項第百四号

三　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第二条第八十五号

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第五条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第百三十五号を次のように改める。

百三十五　使用済燃料再処理・廃炉推進機構（脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十四号）第三条の規定による改正前の原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成十七年法律第四十八号）第十条の使用済燃料再処理機構を含む。）

第四十三条第二項第百二十号を次のように改める。

百二十　使用済燃料再処理・廃炉推進機構

（組合等登記令の一部改正）

第六条　組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表使用済燃料再処理機構の項を次のように改める。

使用済燃料再処理・廃炉推進機構	原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律（平成十七年法律第四十八号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め

（原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部改正）

第七条　原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条の見出しを「（旧資金管理法人による金銭その他の資産の引渡し）」に改め、同条第一項及び第三項を削り、同条第二項中「改正法附則第五条第二項」を「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第五条第二項」に、「同条第六項第一号」を「同条第三項第一号」に、「旧法第三条第一項」を「改正法による改正前の原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（平成十七年法律第四十八号。以下この条において「旧法」という。）第三条第一項」に、「改正法による改正後の原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」を「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」に、「次条において「新法」を「以下「再処理法」に、「附則第五条第六項第二号」を「附則第五条第三項第二号」に改め、同項を同条とする。

第十二条第一項中「新法」を「再処理法」に改め、同条第二項中「新法第七条第六項」を「再処理法第八条第六項」に、「並びに第八条」を「並びに第九条」に、「新法第八条第一項」を「再処理法第九条第一項」に改める。

第十三条第二項中「新法第七条第六項」を「再処理法第八条第六項」に、「第八条の」を「第九条の」に、「新法第八条第一項」を「再処理法第九条第一項」に、「前項の」を「同項の」に改める。

第二章　経過措置

第八条　第二条の規定による改正後の原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律施行令（次項において「新再処理法施行令」という。）第二条第一項及び第二項並びに第三条の規定は、実用発電用原子炉設置者等（原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律（次項において「再処理法」という。）第二条第八項に規定する実用発電用原子炉設置者等をいう。次項において同じ。）による脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（次項において「改正法」という。）附則第十条第一項の金銭の支払について準用する。

2　前項において準用する新再処理法施行令第二条第一項の規定による延納について、改正法附則第十条第一項並びに同条第三項において読み替えて準用する再処理法第八条第六項及び第七項並びに第九条の規定を適用する場合には、改正法附則第十条第一項中「経済産業省令で定めるところにより分割して、各年度の三月三十一日（令和六年度にあっては、経済産業大臣が定める日）とあるのは「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和六年政令第六十二号）第八条第一項において準用する原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律施行令（平成十七年政令第二百十一号）第二条第一項に規定する期限」と、「ならない。ただし、廃炉推進業務の適正な実施に支障が生ずるおそれがないと認められる場合において、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の承認を受けたときは、承認を受けたところに従い、分割して支払うことができる」とあるのは「ならない」と、同条第三項において読み替えて準用する再処理法第八条第六項中「。以下この項及び次条第一項において「改正法」という。）附則第十条第一項」とあるのは「）附則第十条第一項本文の納期限（同項ただし書の規定による承認を受けた実用発電用原子炉設置者等にあっては、当該承認に係る納期限。次条第一項において同じ。）」とあるのは「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和六年政令第六十二号）第八条第一項において準用する原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律施行令（平成十七年政令第二百十一号）第二条第一項に規定する期限（以下「延納期限」という。）」と、改正法附則第十条第三項において読み替えて準用する再処理法第九条第一項中「改正法附則第十条第一項本文の納期限」とあるのは「延納期限」と、改正法附則第十条第三項において準用する再処理法第九条第二項中「納期限」とあるのは「延納期限」とする。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
法務大臣　小泉　龍司
財務大臣　鈴木　俊一
経済産業大臣　齋藤　健
防衛大臣　木原　稔

国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第六十三号

国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十七号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十七号）附則第一条第二号に掲げる規定（同号に規定する外国為替及び外国貿易法の目次等の改正規定並びに改正法附則第四条及び第五条の規定を除く。）の施行期日は、令和六年四月一日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
法務大臣　小泉　龍司
財務大臣　鈴木　俊一

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第六十四号

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十七号）の一部の施行に伴い、並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第八条第二項並びに国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律附則第八条第一項、第二項及び第四項並びに第九条の規定に基づき、この政令を制定する。

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第八条第三項」を「第八条第四項」に改める。

第十六条に次の一項を加える。

3　法第八条第二項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　疑わしい取引の届出を行う特定事業者の名称及び所在地

二　疑わしい取引の届出の対象となる特定受任行為の代理等（以下この項において「対象特定代理等」という。）が発生した年月日及び場所

三　対象特定代理等が発生した業務の内容

四　対象特定代理等に係る行為又は手続の内容（当該行為又は手続が財産に係るものである場合にあっては、当該財産の内容を含む。）及び特定事業者において知り得た当該行為又は手続の目的

五　対象特定代理等に係る顧客等又は取引に係る法第四条第一項各号に掲げる事項

六　疑わしい取引の届出を行う理由

七　その他主務省令で定める事項

第十九条中「第八条第四項」を「第八条第五項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定（同号に規定する外国為替及び外国貿易法の目次等の改正規定並びに改正法附則第四条及び第五条の規定を除く。）の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

（本人特定事項の確認を行っている一般顧客等との取引に準ずる取引等）

第二条　改正法附則第八条第一項の改正法附則第三条に規定する第二号施行日（以下「第二号施行日」という。）以後の取引に準ずるものとして政令で定める取引は、司法書士等（同項に規定する司法書士等をいう。以下同じ。）が合併、事業譲渡その他これらに準ずるものにより他の司法書士等の事業を承継した場合における当該司法書士等が同項に規定する顧客等（以下この条において「一般顧客等」という。）との間で行う第二号施行日以後の取引のうち、当該他の司法書士等が、当該一般顧客等との間で行った第二号施行日前の取引の際に改正法第六条の規定（改正法附則第一条第二号に規定する犯罪収益移転防止法第四条等の改正規定に限る。以下同じ。）による改正前の犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「旧法」という。）第四条第一項又は第二項の規定による確認（以下この条において「旧法確認」という。）を行い、かつ、当該旧法確認について犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「法」という。）第六条第一項の規定により作成した確認記録を当該司法書士等に対して引き継ぐとともに、当該司法書士等が当該確認記録を保存している一般顧客等に係るものとする。

2　改正法附則第八条第一項の政令で定める第二号施行日以後の取引は、当該司法書士等が、主務省令で定めるところにより、当該取引を行う一般顧客等が第二号施行日前の取引の際に旧法確認を行っている一般顧客等であることを確かめる措置をとった取引（当該取引の相手方が当該旧法確認に係る一般顧客等又は代表者等（法第四条第六項に規定する代表者等をいう。以下同じ。）になりすましている疑いがあるもの及び当該旧法確認が行われた際に本人特定事項（法第四条第一項第一号に規定する本人特定事項をいう。以下同じ。）を偽っていた疑いがある一般顧客等（その代表者等が本人特定事項を偽っていた疑いがある一般顧客等を含む。）との間で行うものを除く。）とする。

3　第二号施行日以後の取引が第一項に規定する取引である場合における改正法附則第八条第三項の規定の適用については、同項中「改正法附則第八条第一項及び第二項」とあるのは、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第六十四号）附則第二条第一項」とする。

（本人特定事項の確認を行っている特定社団等顧客等との取引に準ずる取引等）

第三条　改正法附則第八条第二項の第二号施行日以後の取引に準ずるものとして政令で定める取引は、司法書士等が合併、事業譲渡その他これらに準ずるものにより他の司法書士等の事業を承継した場合における当該司法書士等が同項に規定する顧客等（以下この条において「特定社団等顧客等」という。）との間で行う第二号施行日以後の取引のうち、当該他の司法書士等が、当該特定社団等顧客等との間で行った第二号施行日前の取引の際に旧法第四条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項又は第二項の規定による確認（以下この条において「旧法確認」という。）を行い、かつ、当該旧法確認について法第六条第一項の規定により作成した確認記録を当該司法書士等に対して引き継ぐとともに、当該司法書士等が当該確認記録を保存している特定社団等顧客等に係るものとする。

２　改正法附則第八条第二項の政令で定める第二号施行日以後の取引は、当該司法書士等が、主務省令で定めるところにより、当該取引を行う特定社団等顧客等が第二号施行日前の取引の際に旧法確認を行っている特定社団等顧客等であることを確かめる措置をとった取引（当該取引の相手方が当該旧法確認に係る特定社団等顧客等又は代表者等になりすましている疑いがあるもの及び当該旧法確認が行われた際に本人特定事項を偽っていた疑いがある特定社団等顧客等（その代表者等が本人特定事項を偽っていた疑いがある特定社団等顧客等を含む。）との間で行うものを除く。）とする。

３　第二号施行日以後の取引が第一項に規定する取引である場合における改正法附則第八条第三項の規定の適用については、同項中「改正法附則第八条第一項及び第二項」とあるのは、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第六十四号）附則第三条第一項」とする。

（旧法確認及び目的等相当確認を行っている顧客等との取引に準ずる取引等）

第四条　改正法附則第八条第四項の第二号施行日以後の取引に準ずる取引として政令で定める取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。

一　司法書士等が合併、事業譲渡その他これらに準ずるものにより他の司法書士等の事業を承継した場合における当該司法書士等が改正法附則第八条第四項に規定する顧客等（以下この条において「顧客等」という。）との間で行う第二号施行日以後の取引のうち、当該他の司法書士等が、当該顧客等との間で行った第二号施行日前の取引の際に旧法第四条第一項又は第二項（これらの規定を同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による確認（以下この条において「旧法確認」という。）及び改正法第六条の規定による改正後の法第四条第一項（第一号に係る部分を除き、同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二項（同条第一項第一号に係る部分並びに資産及び収入の状況に係る部分を除き、同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による確認に相当する確認（以下「目的等相当確認」という。）を行い、かつ、当該旧法確認について法第六条第一項の規定により作成した確認記録及び当該目的等相当確認について作成した同項に規定する確認記録に相当する記録を当該司法書士等に対して引き継ぐとともに、当該司法書士等がこれらの記録を保存している顧客等に係るもの

二　司法書士等が合併、事業譲渡その他これらに準ずるものにより他の司法書士等の事業を承継した場合における当該司法書士等が顧客等との間で行う第二号施行日以後の取引のうち、当該他の司法書士等が、当該顧客等との間で行った第二号施行日前の取引の際に旧法確認を行い、かつ、当該旧法確認について法第六条第一項の規定により作成した確認記録を当該司法書士等に対して引き継ぐとともに、当該司法書士等が、当該顧客等との間で行った第二号施行日前の取引の際に目的等相当確認を行い、かつ、当該確認記録及び当該目的等相当確認について作成した同項に規定する確認記録に相当する記録を保存している顧客等に係るもの

２　改正法附則第八条第四項の政令で定める第二号施行日以後の取引は、当該司法書士等が、主務省令で定めるところにより、当該取引を行う顧客等が第二号施行日前の取引の際に旧法確認及び目的等相当確認を行っている顧客等であることを確かめる措置をとった取引（当該取引の相手方が当該旧法確認に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがあるもの並びに当該旧法確認及び当該目的等相当確認が行われた際にこれらの確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等（その代表者等が当該事項を偽っていた疑いがある顧客等を含む。）との間で行うものを除く。）とする。

（旧法の規定に準ずる確認等を行っている場合における経過措置）

第五条　司法書士等が、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に、旧法第四条第一項又は第二項の規定に準じ改正法附則第八条第一項に規定する顧客等を特定するに足りる事項の確認を行い、かつ、法第六条の規定に準じ当該確認に関する記録を作成してその保存をしている場合には、当該確認を旧法第四条第一項又は第二項の規定による確認と、当該記録を法第六条第一項に規定する確認記録とみなして、改正法附則第八条第一項及び第三項の規定を適用する。

２　司法書士等が、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に、旧法第四条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項又は第二項の規定に準じ改正法附則第八条第二項に規定する顧客等を特定するに足りる事項の確認を行い、かつ、法第六条の規定に準じ当該確認に関する記録を作成してその保存をしている場合には、当該確認を旧法第四条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項又は第二項の規定による確認と、当該記録を法第六条第一項に規定する確認記録とみなして、改正法附則第八条第二項及び第三項の規定を適用する。

（主務省令）

第六条　この附則における主務省令は、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣が共同で発する命令とする。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部改正）

第七条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第三十四条中「第八条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同条第四項又は第五項」を「同条第五項又は第六項」に改める。

別表第二十一号中「第八条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「同条第四項若しくは第五項」を「同条第五項若しくは第六項」に改める。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
法務大臣　小泉　龍司
財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第六十五号

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係政令の一部を改正する政令

内閣は、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十条第三項、第十五条及び第二十五条の二第三項、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十二条の三第二項及び第九十二条の四第二項、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百七条第二項及び第百八条第二項、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第三十四条並びに農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十九条の八、第九十五条の三第二項及び第九十五条の四第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（家畜伝染病予防法施行令の一部改正）

第一条　家畜伝染病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

３　都道府県知事又は市町村長は、法第十条第三項の規定による通行の制限又は遮断をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定により掲示した事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下同じ。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

第五条に次の一項を加える。

４　都道府県知事又は市町村長は、法第十五条の規定による通行の制限又は遮断をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定により掲示した事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。

（農業協同組合法施行令の一部改正）

第二条　農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第一項の表第五十二条の四十四第一項第一号の項の前に次のように加える。

第五十二条の四十第二項	商号若しくは名称又は氏名、許可番号の商号	商号又は名称の名称

第四十六条第二項の表第五十二条の三十七第一項第四号、第五十二条の四十四第一項第一号の項中「、第五十二条の四十四第一項第一号」を「及び第五十二条の四十四第一項第一号」に改め、同項の次に次のように加える。

第五十二条の四十第二項	の商号	の名称

（水産業協同組合法施行令の一部改正）

第三条　水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の三第一項の表第五十二条の四十四第一項第一号の項の前に次のように加える。

第五十二条の四十第二項	商号若しくは名称又は氏名、許可番号の商号	商号又は名称の名称

第二十四条の三第二項の表第五十二条の三十七第一項第四号、第五十二条の四十四第一項第一号の項中「、第五十二条の四十四第一項第一号」を「及び第五十二条の四十四第一項第一号」に改め、同項の次に次のように加える。

第五十二条の四十第二項	の商号	の名称

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令の一部改正）

第四条　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条第二項の表銀行法施行令第七条並びに第十六条の六の二第一項第一号及び第三号並びに第二項の項中「銀行法施行令」の下に「第五条第三項、」を加え、同表銀行法施行令第十六条の七第二項第二号の項の次に次のように加える。

銀行法施行令第十六条の七第三項	内閣府令	農林水産省令・内閣府令

（農林中央金庫法施行令の一部改正）

第五条　農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条の四の表第五十二条の四十第一項の項の次に次のように加える。

第五十二条の四十第二項	商号若しくは名称又は氏名、許可番号、所属銀行の商号	名称、所属外国銀行の名称又は国商号、主たる営業所が所在する

第四十五条第一項の表第五十二条の四十四第一項第一号の項の前に次のように加える。

第五十二条の四十第二項	商号若しくは名称又は氏名、許可番号の商号	商号又は名称の名称

第四十五条第二項の表第五十二条の三十七第一項第四号、第五十二条の四十四第一項第一号の項中「、第五十二条の四十四第一項第一号」を「及び第五十二条の四十四第一項第一号」に改め、同項の次に次のように加える。

第五十二条の四十第二項	の商号	の名称

附　則

この政令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
農林水産大臣　坂本　哲志

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第六十六号

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第三十九条の二第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令（平成元年政令第二百五号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「（連結情報提供に係る手数料の額）」に改める。

本則に次の一条を加える。

（調剤済みとなった電子処方箋の保管に係る手数料の額）

第七条　法第三十九条の二第二項の規定により社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会が徴収することができる手数料の額は、法第三十九条の二第二項に規定する業務の委託に係る薬局一施設ごとに年額二千五百円とする。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　武見　敬三
内閣総理大臣　岸田　文雄

内閣官房令

○内閣官房令第一号

国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第一条第二号及び第二条第四項の規定に基づき、寒冷地手当支給規則の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和六年三月二十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

寒冷地手当支給規則の一部を改正する内閣官房令

寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（日割計算の額等） **第五条**　法第二条第四項の内閣総理大臣が定める額は、同条第一項又は第二項の規定による額を同条第四項各号に掲げる場合に該当した月の現日数から一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第六条第一項に規定する週休日並びに同条第三項及び同法第八条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算して得た額とする。 ２　［略］	（日割計算の額等） **第五条**　法第二条第四項の内閣総理大臣が定める額は、同条第一項又は第二項の規定による額を同条第四項各号に掲げる場合に該当した月の現日数から一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第六条第一項に規定する週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算して得た額とする。 ２　［同上］

別表（第一条関係）

所在地	官署
岩手県	
宮古市小山田一の一の一	盛岡地方法務局宮古支局
宮古市小山田一の一の一	函館税関釜石税関支署宮古出張所
宮古市小山田一の一の一	宮古税務署
宮古市小山田一の一の一	宮古公共職業安定所
宮古市川井第五地割一一六の三	三陸北部森林管理署川井森林事務所
宮古市川井第五地割一一六の三	三陸北部森林管理署平津戸森林事務所
宮古市藤の川四の一	東北地方整備局三陸国道事務所
宮古市佐原三の二一の四	東北地方整備局三陸国道事務所宮古維持出張所
宮古市千徳第一四地割二九の五	東北地方整備局三陸国道事務所宮古西維持出張所
宮古市小山田一の一の一	岩手運輸支局
宮古市日立浜町一一の三〇	東北地方環境事務所三陸復興国立公園管理事務所
釜石市小佐野町三の八の二四	釜石税務署
釜石市小川町一の二の八	三陸中部森林管理署釜石森林事務所
下閉伊郡山田町豊間根第三地割一六〇の二	三陸北部森林管理署豊間根森林事務所
［略］	［略］

別表（第一条関係）

所在地	官署
岩手県	
宮古市小山田一の一の一	盛岡地方法務局宮古支局
宮古市小山田一の一の一	函館税関釜石税関支署宮古出張所
宮古市小山田一の一の一	宮古税務署
宮古市小山田一の一の一	宮古公共職業安定所
宮古市川井第五地割一一六の三	三陸北部森林管理署川井森林事務所
宮古市川井第五地割一一六の三	三陸北部森林管理署平津戸森林事務所
宮古市藤の川四の一	東北地方整備局三陸国道事務所
宮古市佐原三の二一の四	東北地方整備局三陸国道事務所宮古維持出張所
宮古市千徳第一四地割二九の五	東北地方整備局三陸国道事務所宮古西維持出張所
宮古市小山田一の一の一	岩手運輸支局
宮古市日立浜町一一の三〇	東北地方環境事務所宮古自然保護官事務所
釜石市小佐野町三の八の二四	釜石税務署
釜石市小川町一の二の八	三陸中部森林管理署釜石森林事務所
下閉伊郡山田町豊間根第三地割一六〇の二	三陸北部森林管理署豊間根森林事務所
［同上］	［同上］

福島県		栃木県
福島市飯坂町茂庭字蝉狩野山二五	日光市中三依六四四	［略］
いわき市三和町合戸字内畑七三	日光市黒部二二一の三	
いわき市三和町合戸字内畑七三	日光市清滝安良沢町一七五〇	
白河市大信隈戸字宮前五	日光市足尾町三四八六	
石川郡古殿町大字松川字前木六六の四	日光市足尾町三四八六	
石川郡平田村大字上蓬田字古寺七四	日光市足尾町三四八六	
	日光市足尾町向原五の一七	
	日光市萩垣面二三九〇	
	日光市川俣六四六の一	
	日光市川治温泉川治二九五の一	
	日光市川治温泉川治三一九の六	
	日光市西川四一六	
	日光市本町九の五	
	日光市本町九の五	
	那須塩原市中塩原四の一六	
	那須郡那須町大字湯本二〇七	
	那須郡那須町大字湯本二〇七の二	

東北地方整備局摺上川ダム管理所	日光森林管理署三依森林事務所	［略］
磐城森林管理署合戸森林事務所	日光森林管理署黒部森林事務所	
磐城森林管理署三坂森林事務所	日光森林管理署日光森林事務所	
福島森林管理署白河支署大原森林事務所	日光森林管理署餅ヶ瀬森林事務所	
福島森林管理署白河支署大屋森林事務所	日光森林管理署神子内森林事務所	
福島森林管理署白河支署蓬田森林事務所	日光森林管理署足尾治山事業所	
	関東地方整備局渡良瀬川河川事務所足尾砂防出張所	
	関東地方整備局日光砂防事務所	
	関東地方整備局鬼怒川ダム統合管理事務所五十里ダム管理支所	
	関東地方整備局鬼怒川ダム統合管理事務所川俣ダム管理支所	
	関東地方整備局鬼怒川ダム統合管理事務所川治ダム管理支所	
	関東地方整備局鬼怒川ダム統合管理事務所湯西川ダム管理支所	
	関東地方環境事務所日光国立公園管理事務所	
	関東地方環境事務所日光湯元管理官事務所	
	塩那森林管理署中塩原森林事務所	
	那須御用邸管理事務所	
	那須御用邸皇宮護衛官派出所	
	関東地方環境事務所日光国立公園管理事務所那須管理官事務所	

福島県		栃木県
福島市荒井字地蔵原甲二の一四	日光市中三依六四四	［同上］
福島市飯坂町茂庭字蝉狩野山二五	日光市黒部二二一の三	
いわき市三和町合戸字内畑七三	日光市清滝安良沢町一七五〇	
いわき市三和町合戸字内畑七三	日光市足尾町三四八六	
白河市大信隈戸字宮前五	日光市足尾町三四八六	
石川郡古殿町大字松川字前木六六の四	日光市足尾町三四八六	
石川郡平田村大字上蓬田字古寺七四	日光市足尾町向原五の一七	
	日光市萩垣面二三九〇	
	日光市花石町一九二九の一	
	日光市川俣六四六の一	
	日光市川治温泉川治二九五の一	
	日光市川治温泉川治三一九の六	
	日光市西川四一六	
	日光市本町九の五	
	日光市本町九の五	
	那須塩原市中塩原四の一六	
	那須郡那須町大字湯本二〇七	
	那須郡那須町大字湯本二〇七の二	

東北地方整備局福島河川国道事務所吾妻山山系砂防出張所	日光森林管理署三依森林事務所	［同上］
東北地方整備局摺上川ダム管理所	日光森林管理署黒部森林事務所	
磐城森林管理署合戸森林事務所	日光森林管理署日光森林事務所	
磐城森林管理署三坂森林事務所	日光森林管理署餅ヶ瀬森林事務所	
福島森林管理署白河支署大屋森林事務所	日光森林管理署神子内森林事務所	
福島森林管理署白河支署大原森林事務所	日光森林管理署足尾治山事業所	
福島森林管理署白河支署蓬田森林事務所	関東地方整備局渡良瀬川河川事務所足尾砂防出張所	
	関東地方整備局日光砂防事務所	
	関東地方整備局日光砂防事務所日光出張所	
	関東地方整備局鬼怒川ダム統合管理事務所川俣ダム管理支所	
	関東地方整備局鬼怒川ダム統合管理事務所五十里ダム管理支所	
	関東地方整備局鬼怒川ダム統合管理事務所川治ダム管理支所	
	関東地方整備局鬼怒川ダム統合管理事務所湯西川ダム管理支所	
	関東地方環境事務所日光国立公園管理事務所	
	関東地方環境事務所日光湯元管理官事務所	
	塩那森林管理署中塩原森林事務所	
	那須御用邸管理事務所	
	那須御用邸皇宮護衛官派出所	
	関東地方環境事務所日光国立公園管理事務所那須管理官事務所	

［略］	［略］	［略］	［同上］	［同上］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この内閣官房令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行し、この内閣官房令による改正後の別表福島県の項の規定は、令和五年十二月一日から適用する。

一　別表岩手県の項及び栃木県の項の改正規定　令和六年四月一日

二　別表福島県の項の改正規定　公布の日

府令

○内閣府令第二十号

金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十七条の規定に基づき、並びに金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）及び同令を実施するため、金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年三月二十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令

金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
（情報・分析室等及びマクロプルーデンス調整官等） **第四条**　リスク分析総括課に、情報・分析室、リスク管理検査室、サイバーセキュリティ対策企画調整室、マネーローンダリング・テロ資金供与対策企画室、経済安全保障室、金融サービス利用者相談室、金融サービス仲介業室、貸金業室及びフィンテックモニタリング室並びにマクロプルーデンス調整官一人、企画官二人、資料情報調査官二人、システムリスク審査官一人、研修指導官一人、研修相談官一人、サイバーセキュリティ対策企画調整官一人、経済安全保障専門官五人及び金融行政相談官一人を置く。 ［2～28　略］ （主任統括検査官等） **第五条**　リスク分析総括課に、主任統括検査官八人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括検査官四人、特別検査官二十五人（うち二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、専門検査官三十五人及び金融証券検査官三百二十人（うち百八十五人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。 ［2～8　略］ （主任統括検査官等） **第九条**　監督局に、主任統括検査官三人、統括検査官二人、特別検査官十三人、主任専門検査官一人、専門検査官十一人及び金融証券検査官七十六人（うち十人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。	（情報・分析室等及びマクロプルーデンス調整官等） **第四条**　リスク分析総括課に、情報・分析室、リスク管理検査室、サイバーセキュリティ対策企画調整室、マネーローンダリング・テロ資金供与対策企画室、経済安全保障室、金融サービス利用者相談室、金融サービス仲介業室、貸金業室及びフィンテックモニタリング室並びにマクロプルーデンス調整官一人、企画官二人、資料情報調査官二人、システムリスク審査官一人、研修指導官一人、研修相談官一人、サイバーセキュリティ対策企画調整官一人、経済安全保障専門官二人及び金融行政相談官一人を置く。 ［2～28　同上］ （主任統括検査官等） **第五条**　リスク分析総括課に、主任統括検査官八人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括検査官四人、特別検査官二十三人（うち二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、専門検査官三十四人及び金融証券検査官三百二十一人（うち百八十二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。 ［2～8　同上］ （主任統括検査官等） **第九条**　監督局に、主任統括検査官三人、統括検査官二人、特別検査官十三人、主任専門検査官一人、専門検査官十一人及び金融証券検査官七十七人（うち九人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

（総括調整官等）

第二十三条　委員会の事務局に、総括調整官一人、主任情報技術専門官一人、情報技術専門官四人、主任証券取引審査官五人、証券取引審査官五十一人（うち二十六人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、インターネット審査官七人、主任国際専門審査官一人、国際専門審査官四人、統括検査官五人、特別検査官二十四人、専門検査官十四人、証券検査官百五十四人（うち百四人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括調査官三人、総括証券調査官二人、主任証券調査官十六人、証券調査審理官一人、証券調査官百七十九人（うち百二十二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、証券調査指導官二人（検察官をもって充てるものとする。）、特別調査管理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括特別調査官三人、主任証券取引特別調査官十五人、証券取引特別調査官三百二十人（うち二百六十八人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、主任国際専門調査官一人及び国際専門調査官二人を置く。

［2～25　略］

附　則

（総合政策局リスク分析総括課金融証券検査官の設置期間の特例）

第四条　第五条第一項の金融証券検査官のうち一人は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。

2　第五条第一項の金融証券検査官（前項に規定するものを除く。）のうち四人は、令和十年三月三十一日まで置かれるものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、令和六年四月一日から施行する。

○内閣府令第二十一号

公認会計士・監査審査会令（平成十二年政令第二百六十五号）第一条第二項の規定に基づき、公認会計士・監査審査会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年三月二十五日　　内閣総理大臣　岸田　文雄

公認会計士・監査審査会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

公認会計士・監査審査会事務局組織規則（平成十六年内閣府令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（事務局に置く課等） **第一条**　公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）の事務局に、総務試験課及び審査検査課並びに総括調整官一人、試験専門官一人、公認会計士監査審査官一人、総括公認会計士監査検査官一人、主任公認会計士監査検査官七人及び公認会計士監査検査官三十八人（うち十一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。	（事務局に置く課等） **第一条**　公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）の事務局に、総務試験課及び審査検査課並びに総括調整官一人、試験専門官一人、公認会計士監査審査官一人、総括公認会計士監査検査官一人、主任公認会計士監査検査官七人及び公認会計士監査検査官三十八人（うち十人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

附　則

この府令は、令和六年四月一日から施行する。

（総括調整官等）

第二十三条　委員会の事務局に、総括調整官一人、主任情報技術専門官一人、情報技術専門官四人、主任証券取引審査官五人、証券取引審査官五十一人（うち二十六人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、インターネット審査官七人、主任国際専門審査官一人、国際専門審査官四人、統括検査官五人、特別検査官二十四人、専門検査官十四人、証券検査官百五十四人（うち百四人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括調査官三人、総括証券調査官二人、主任証券調査官十六人、証券調査審理官一人、証券調査官百八十一人（うち百十九人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、証券調査指導官二人（検察官をもって充てるものとする。）、特別調査管理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括特別調査官三人、主任証券取引特別調査官十五人、証券取引特別調査官三百二十一人（うち二百六十七人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、主任国際専門調査官一人及び国際専門調査官二人を置く。

［2～25　同上］

附　則

（総合政策局リスク分析総括課金融証券検査官の設置期間の特例）

第四条　第五条第一項の金融証券検査官のうち四人は、令和十年三月三十一日まで置かれるものとする。

［項を加える。］

府令・省令

○内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、法務省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、令第二号

国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十七号）の一部の施行に伴い、並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第八条第三項及び第十一条第四号、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）第十六条第一項、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第六十四号）附則第二条第二項、第三条第二項及び第四条第二項並びに情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信技術の活用に関する規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年三月二十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
法務大臣　小泉　龍司
財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信技術の活用に関する規則の一部を改正する命令

（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第八条第三項に規定する主務省令で定める項目） **第二十六条**　法第八条第三項に規定する主務省令で定める項目は、次の各号に掲げる特定事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める項目とする。 一　法第二条第二項第一号から第四十四号までに掲げる特定事業者　次に掲げる項目 イ　法第八条第一項の取引の態様と特定事業者が他の顧客等との間で通常行う特定業務に係る取引の態様との比較 ロ　法第八条第一項の取引の態様と特定事業者が当該顧客等との間で行った他の特定業務に係る取引の態様との比較 ハ　法第八条第一項の取引の態様と当該取引に係る取引時確認の結果その他特定事業者が当該取引時確認の結果に関して有する情報との整合性 二　法第二条第二項第四十七号から第四十九号までに掲げる特定事業者　次に掲げる項目 イ　法第八条第二項の特定受任行為の代理等の態様と特定事業者が他の顧客等のために通常行う特定受任行為の代理等の態様との比較 ロ　法第八条第二項の特定受任行為の代理等の態様と特定事業者が当該顧客等のために行った他の特定受任行為の代理等の態様との比較	（法第八条第二項に規定する主務省令で定める項目） **第二十六条**　法第八条第二項に規定する主務省令で定める項目は、次の各号に掲げる項目とする。 一　法第八条第一項の取引の態様と特定事業者が他の顧客等との間で通常行う特定業務に係る取引の態様との比較 二　法第八条第一項の取引の態様と特定事業者が当該顧客等との間で行った他の特定業務に係る取引の態様との比較 三　法第八条第一項の取引の態様と当該取引に係る取引時確認の結果その他特定事業者が当該取引時確認の結果に関して有する情報との整合性

ハ　法第八条第二項の特定受任行為の代理等の態様と当該特定受任行為の代理等に係る取引に係る取引時確認の結果その他特定事業者が当該取引時確認の結果に関して有する情報との整合性
（法第八条第三項に規定する主務省令で定める方法）
第二十七条　法第八条第三項に規定する主務省令で定める方法は、次の各号に掲げる特定事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。
一　法第二条第二項第一号から第四十四号までに掲げる特定事業者　次のイからハまでに掲げる取引の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める方法
イ　特定業務に係る取引（ロ及びハに掲げる取引を除く。）　前条第一号に規定する項目に従って当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認する方法
ロ　既に確認記録又は法第七条第一項に規定する記録（以下ロにおいて「取引記録」という。）を作成し、及び保存している顧客等（ハにおいて「既存顧客」という。）との間で行った特定業務に係る取引（ハに掲げる取引を除く。）　当該顧客等の確認記録、当該顧客等に係る取引記録、第三十二条第一項第二号及び第三号に掲げる措置により得た情報その他の当該取引に関する情報を精査し、かつ、前条第一号に規定する項目に従って当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認する方法
ハ　特定業務に係る取引のうち、法第四条第二項前段に規定するもの若しくは第五条に規定するもの又はこれら以外のもので法第三条第三項に規定する犯罪収益移転危険度調査書（以下単に「犯罪収益移転危険度調査書」という。）において犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備の状況から注意を要するとされた国若しくは地域に居住し若しくは所在する顧客等との間で行うものその他の犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案して犯罪による収益の移転の危険性の程度が高いと認められるもの　イに定める方法（既存顧客との間で行った取引にあっては、ロに定める方法）及び顧客等又は代表者等に対する質問その他の当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認するために必要な調査を行った上で、法第十一条第三号の規定により選任した者又はこれに相当する者に当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認させる方法
二　法第二条第二項第四十七号から第四十九号までに掲げる特定事業者　次のイからハまでに掲げる特定受任行為の代理等の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める方法
イ　特定受任行為の代理等（ロ及びハに掲げる特定受任行為の代理等を除く。）　前条第二号に規定する項目に従って当該特定受任行為の代理等に疑わしい点があるかどうかを確認する方法
ロ　既に確認記録又は法第七条第二項に規定する記録（以下ロにおいて「特定代理等記録」という。）を作成し、及び保存している顧客等（ハにおいて「既存顧客」という。）のために行った特定受任行為の代理等（ハに掲げる特定受任行為の代理等を除く。）　当該顧客等の確認記録、当該顧客等に係る特定代理等記録、第三十二条第一項第二号及び第三号に掲げる措置により得た情報その他の当該特定受任行為の代理等に関する情報を精査し、かつ、前条第二号に規定する項目に従って当該特定受任行為の代理等に疑わしい点があるかどうかを確認する方法

（法第八条第二項に規定する主務省令で定める方法）
第二十七条　法第八条第二項に規定する主務省令で定める方法は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。
一　特定業務に係る取引（次号及び第三号に掲げる取引を除く。）　前条に規定する項目に従って当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認する方法
二　既に確認記録又は法第七条第一項に規定する記録（以下この号において「取引記録」という。）を作成し、及び保存している顧客等（次号において「既存顧客」という。）との間で行った特定業務に係る取引（同号に掲げる取引を除く。）　当該顧客等の確認記録、当該顧客等に係る取引記録、第三十二条第一項第二号及び第三号に掲げる措置により得た情報その他の当該取引に関する情報を精査し、かつ、前条に規定する項目に従って当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認する方法
三　特定業務に係る取引のうち、法第四条第二項前段に規定するもの若しくは第五条に規定するもの又はこれら以外のもので法第三条第三項に規定する犯罪収益移転危険度調査書（以下単に「犯罪収益移転危険度調査書」という。）において犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備の状況から注意を要するとされた国若しくは地域に居住し若しくは所在する顧客等との間で行うものその他の犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案して犯罪による収益の移転の危険性の程度が高いと認められるもの　第一号に定める方法（既存顧客との間で行った取引にあっては、前号に定める方法）及び顧客等又は代表者等に対する質問その他の当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認するために必要な調査を行った上で、法第十一条第三号の規定により選任した者又はこれに相当する者に当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認させる方法

ハ　特定受任行為の代理等のうち、当該特定受任行為の代理等に係る取引が法第四条第二項前段に規定するもの若しくは第五条に規定するもの又はこれら以外のもので犯罪収益移転危険度調査書において犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備の状況から注意を要するとされた国若しくは地域に居住し若しくは所在する顧客等との間で行うものその他の犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案して犯罪による収益の移転の危険性の程度が高いと認められるもの　イに定める方法（既存顧客のために行った特定受任行為の代理等にあっては、ロに定める方法）及び顧客等又は代表者等に対する質問その他の当該特定受任行為の代理等に疑わしい点があるかどうかを確認するために必要な調査を行った上で、法第十一条第三号の規定により選任した者又はこれに相当する者に当該特定受任行為の代理等に疑わしい点があるかどうかを確認させる方法

２　法第二条第二項第四十一号に掲げる特定事業者に対する前項第一号ハの規定の適用については、同号ハ中「法第十一条第三号の規定により選任した者又はこれに相当する者」とあるのは、「特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第百三条第一項第二号の規定により選任した統括管理する者」とする。

（取引時確認等を的確に行うための措置）

第三十二条　法第十一条第四号に規定する主務省令で定める措置は、次の各号に掲げる措置とする。

一　自らが行う取引又は特定受任行為の代理等（新たな技術を活用して行うものその他新たな態様によるものを含む。）について調査し、及び分析し、並びに当該取引又は特定受任行為の代理等による犯罪による収益の移転の危険性の程度その他の当該調査及び分析の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（以下この項において「特定事業者作成書面等」という。）を作成し、必要に応じて、見直しを行い、必要な変更を加えること。

［二・三　略］

四　顧客等との取引又は顧客等のために行う特定受任行為の代理等が第二十七条第一項第一号ハに規定する取引又は同項第二号ハに規定する特定受任行為の代理等に該当する場合には、当該取引又は特定受任行為の代理等を行うに際して、当該取引又は特定受任行為の代理等の任に当たっている職員に当該取引又は特定受任行為の代理等を行うことについて法第十一条第三号の規定により選任した者の承認を受けさせること。

五　前号に規定する取引又は特定受任行為の代理等について、第二号に規定するところにより情報の収集、整理及び分析を行ったときは、その結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成し、確認記録又は取引記録等と共に保存すること。

［六・七　略］

［２～８　略］

２　法第二条第二項第四十一号に掲げる特定事業者に対する前項第三号の規定の適用については、同号中「法第十一条第三号の規定により選任した者又はこれに相当する者」とあるのは、「特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第百三条第一項第二号の規定により選任した統括管理する者」とする。

（取引時確認等を的確に行うための措置）

第三十二条　法第十一条第四号に規定する主務省令で定める措置は、次の各号に掲げる措置とする。

一　自らが行う取引（新たな技術を活用して行う取引その他新たな態様による取引を含む。）について調査し、及び分析し、並びに当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度その他の当該調査及び分析の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（以下この項において「特定事業者作成書面等」という。）を作成し、必要に応じて、見直しを行い、必要な変更を加えること。

［二・三　同上］

四　顧客等との取引が第二十七条第一項第三号に規定する取引に該当する場合には、当該取引を行うに際して、当該取引の任に当たっている職員に当該取引を行うことについて法第十一条第三号の規定により選任した者の承認を受けさせること。

五　前号に規定する取引について、第二号に規定するところにより情報の収集、整理及び分析を行ったときは、その結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成し、確認記録又は取引記録等と共に保存すること。

［六・七　同上］

［２～８　同上］

備考　１　届出書は、顧客等ごとに作成すること。ただし、預貯金口座等の継続的取引関係に係る名義を複数有している顧客等については、取引名義ごとに作成すること。

２　別記様式第２号に取引時確認に関する事項及び別記様式第３号に取引等に関する事項を記入して添付すること。取引時確認に関する事項については、本届出書を提出する際に確認している事項を記入すること。

３　全て西暦で記入すること。

４　「届出番号」の届出年は、届出年月日の届出年と一致させ、歴年で記入すること。また、届出番号は、毎年１月１日以降の最初のものを「１」とすること。

５　漢字表記の氏名（外国人の氏名を含む。）は、姓と名との間に間隔を置くこと。

６　外国人の氏名は、原則としてアルファベット表記で記入すること。アルファベット表記のほかに漢字表記もある場合は、アルファベット表記を「氏名（法人名）」に、漢字表記を「通称・異名等」に記入すること。この場合において、アルファベット表記は該当する漢字のまとまりごとに間隔を置いて記入すること。

７　勤務先、性別、国籍、在留資格その他の事項については、取引の申込書の記載、本人確認書類の写し、窓口担当者からの聴取等を参考として、可能な限り記入すること。

８　「電話番号」は、住居、携帯電話、事務所等複数の連絡先がある場合には、全て記入すること。

９　「電子メールアドレス等」は、電子メールアドレスその他インターネット等を利用した連絡先に係る事項を記入すること。

10　「届出理由」欄は、取引の状況、顧客等の態様、疑わしいとの判断の要素等を可能な限り具体的に記入すること。記入欄に書ききれない場合は、別紙として続きを添付すること。

11　「ガイドライン番号」は、各行政庁が示した疑わしい取引の届出の参考事例（ガイドライン）における番号を記入すること。

12　「捜査機関等からの照会の有無」は、法第13条第１項に規定する検察官等からの照会の有無を記入すること。

13　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第1号（第25条関係）

年　月　日

殿　事業者名

代表者名

疑わしい取引の届出について

犯罪による収益の移転防止に関する法律（第8条第1項・第8条第2項）の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

		※届出通番（記入しないこと）	
届出特定事業者			
届出番号	（年）－　（番号）	部署名・営業所・代理店等名称	
役職		担当者名	
本店 〒・所在地			
営業所・代理店等 〒・所在地			
電話番号		内線番号	
顧客等に関する情報			
フリガナ			
氏名(法人名)			
フリガナ			
通称・異名等			
個人・法人の別	生年月日(設立日)	性別	
国籍		在留資格	
電話番号			
電子メール アドレス等			
〒・住所(所在地)			
ビル名等			
職業(事業内容)			
勤務先名 (その他の連絡先)		勤務先の事業内容	
〒・住所(所在地)			
ビル名等			
届出理由			
ガイドライン番号		捜査機関等からの照会の有無	
備考			

備考　１　届出書は、顧客等ごとに作成すること。ただし、預貯金口座等の継続的取引関係に係る名義を複数有している顧客等については、取引名義ごとに作成すること。

２　別記様式第２号に取引時確認に関する事項及び別記様式第３号に取引に関する事項を記入して添付すること。取引時確認に関する事項については、本届出書を提出する際に確認している事項を記入すること。

３　全て西暦で記入すること。

４　「届出番号」の届出年は、届出年月日の届出年と一致させ、歴年で記入すること。また、届出番号は、毎年１月１日以降の最初のものを「１」とすること。

５　漢字表記の氏名（外国人の氏名を含む。）は、姓と名との間に間隔を置くこと。

６　外国人の氏名は、原則としてアルファベット表記で記入すること。アルファベット表記のほかに漢字表記もある場合は、アルファベット表記を「氏名（法人名）」に、漢字表記を「通称・異名等」に記入すること。この場合において、アルファベット表記は該当する漢字のまとまりごとに間隔を置いて記入すること。

７　勤務先、性別、国籍、在留資格その他の事項については、取引の申込書の記載、本人確認書類の写し、窓口担当者からの聴取等を参考として、可能な限り記入すること。

８　「電話番号」は、住居、携帯電話、事務所等複数の連絡先がある場合には、全て記入すること。

９　「電子メールアドレス等」は、電子メールアドレスその他インターネット等を利用した連絡先に係る事項を記入すること。

10　「届出理由」欄は、取引の状況、顧客等の態様、疑わしいとの判断の要素等を可能な限り具体的に記入すること。記入欄に書ききれない場合は、別紙として続きを添付すること。

11　「ガイドライン番号」は、各行政庁が示した疑わしい取引の届出の参考事例（ガイドライン）における番号を記入すること。

12　「捜査機関等からの照会の有無」は、法第13条第１項に規定する検察官等からの照会の有無を記入すること。

13　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第1号（第25条関係）

年　月　日

殿　事業者名

代表者名

疑わしい取引の届出について

犯罪による収益の移転防止に関する法律第8条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

		※届出通番（記入しないこと）	
届出特定事業者			
届出番号	（年）－　（番号）	部署名・営業所・代理店等名称	
役職		担当者名	
本店 〒・所在地			
営業所・代理店等 〒・所在地			
電話番号		内線番号	
顧客等に関する情報			
フリガナ			
氏名(法人名)			
フリガナ			
通称・異名等			
個人・法人の別	生年月日(設立日)	性別	
国籍		在留資格	
電話番号			
電子メール アドレス等			
〒・住所(所在地)			
ビル名等			
職業(事業内容)			
勤務先名 (その他の連絡先)		勤務先の事業内容	
〒・住所(所在地)			
ビル名等			
届出理由			
ガイドライン番号		捜査機関等からの照会の有無	
備考			

備考　１　預貯金口座その他の継続的取引関係に基づく個別の取引についてこの様式を作成する場合は、別記様式第２号を作成した口座等ごとに作成及び添付すること。

２　多数の取引等がある場合は、この様式を複数作成して添付すること。

３　多数の取引等について届け出る場合であって、取引記録等の写しを添付する場合は、主要な取引等を除き、当該写しに記載のある取引等については記入しないことができること。

４　「継続的取引関係に関する事項」欄は、預貯金その他の口座の開設、クレジットカード等の交付その他顧客等との継続的取引の開始（既に取引時確認を行っている顧客等としての取扱いの開始を含む。）をした際に記録した事項を記入すること。

５　「営業所・代理店等名称」は取引を開始した営業所、代理店等の名称を記入し、「営業所・代理店等所在地」は当該営業所、代理店等の住所を都道府県名から記入すること。

６　「取引（口座等）種類又は内容」は、証券、商品先物その他の取引の種別を記入すること。なお、預貯金契約の締結の場合は、普通口座、当座口座、決済用口座等の種別を記入すること。

７　「開始年月日」は、継続的取引の開始年月日を記入すること。

８　「取引の申込み方法」は、窓口、郵送、インターネット等の種別を記入すること。

９　「重要取引」欄は、重要な取引等に○印を記入すること。

10　「営業所・販売店等名称」は、個別の取引等を行った営業所、代理店、販売店、事務所等の名称を記入すること。クレジットカード等に係る取引の場合は、商品の販売、役務の提供等を行った事業者及び店舗の名称を記入すること。「営業所・販売店等所在地」は、当該営業所等の住所を都道府県名から記入すること。

11　「取引等形態」は、窓口、訪問、インターネット、ＡＴＭ等の種別を記入すること。

12　「決済方法」は、現金、口座振替、クレジットカード等その他の種別を記入すること。特定受任行為の代理等については、対象特定代理等に係る行為又は手続が財産に係るものである場合は、当該財産の処分に係る種別を記入すること。

13　「金額」は、金銭の場合はその額を記入すること。金銭以外の場合は、取引時点の（推定）時価換算額を記入すること。特定受任行為の代理等については、対象特定代理等に係る行為又は手続が財産に係るものである場合は、当該財産の価額を記入すること。

別記様式第３号（第25条関係）

取引等に関する事項

継続的取引関係に関する事項					
継続的取引関係の有無の別			営業所・代理店等名称		
営業所・代理店等 〒・所在地					
取引（口座等）種類又は内容				顧客（口座等）番号	
開始年月日				取引の申込み方法	
取引を行う目的					
疑わしい取引に関する事項					
重要取引					
当該取引等の成立・未成立の別					
当該取引等年月日					
当該取引等の取扱店	特定事業者名称				
	営業所・販売店等名称				
	営業所・販売店等 〒・所在地				
当該取引等に関する情報	取引等形態				
	業務内容				
	取引を行う目的及び特定受任行為の代理等に係る行為又は手続の目的				
	決済方法				
	金額				
	通貨単位				
	両替後の通貨単位				
	手形・証券、金地金等の動産の種別				
	手形・証券、金地金等の動産の番号				
	不動産の種別				
	不動産の地番				
	その他（特徴、詳細等）				
預貯金口座・クレジットカードを利用して行われた場合	個人・法人の別				
	フリガナ				
	（被）仕向先の氏名（法人名）				
	銀行、クレジットカード会社等の種別				
	銀行、クレジットカード会社等の名称				
	営業所・代理店等名称				
	口座・クレジットカード等種類				
	口座・クレジットカード等番号				
	送金先（元）国名				
当該取引等の際に使用した通称・異名等					
備考					

備考　１　預貯金口座その他の継続的取引関係に基づく個別の取引についてこの様式を作成する場合は、別記様式第２号を作成した口座等ごとに作成及び添付すること。

２　多数の取引がある場合は、この様式を複数作成して添付すること。

３　多数の取引について届け出る場合であって、取引記録等の写しを添付する場合は、主要な取引を除き、当該写しに記載のある取引については記入しないことができること。

４　「継続的取引関係に関する事項」欄は、預貯金その他の口座の開設、クレジットカード等の交付その他顧客等との継続的取引の開始（既に取引時確認を行っている顧客等としての取扱いの開始を含む。）をした際に記録した事項を記入すること。

５　「営業所・代理店等名称」は取引を開始した営業所、代理店等の名称を記入し、「営業所・代理店等所在地」は当該営業所、代理店等の住所を都道府県名から記入すること。

６　「取引（口座等）種類」は、証券、商品先物その他の取引の種別を記入すること。なお、預貯金契約の締結の場合は、普通口座、当座口座、決済用口座等の種別を記入すること。

７　「開始年月日」は、継続的取引の開始年月日を記入すること。

８　「取引の申込み方法」は、窓口、郵送、インターネット等の種別を記入すること。

９　「重要取引」欄は、重要な取引に○印を記入すること。

10　「営業所・販売店等名称」は、個別の取引を行った営業所、代理店、販売店等の名称を記入すること。クレジットカード等に係る取引の場合は、商品の販売、役務の提供等を行った事業者及び店舗の名称を記入すること。「営業所・販売店等所在地」は、当該営業所等の住所を都道府県名から記入すること。

11　「取引形態」は、窓口、訪問、インターネット、ＡＴＭ等の種別を記入すること。

12　「決済方法」は、現金、口座振替、クレジットカード等その他の種別を記入すること。

13　「取引金額」は、金銭の場合はその額を記入すること。金銭以外の場合は、取引時点の（推定）時価換算額を記入すること。

14　「その他（特徴等）」は、宝石のカラット数・デザイン、外国の有価証券に関する特徴等を記入すること。

15　「預貯金口座・クレジットカードを利用して行われた場合」欄は、次のとおり記入すること。

別記様式第３号（第25条関係）

取引に関する事項

継続的取引関係に関する事項					
継続的取引関係の有無の別			営業所・代理店等名称		
営業所・代理店等 〒・所在地					
取引（口座等）種類				顧客（口座等）番号	
開始年月日				取引の申込み方法	
取引を行う目的					
疑わしい取引に関する事項					
重要取引					
当該取引の成立・未成立の別					
当該取引年月日					
当該取引の取扱店	特定事業者名称				
	営業所・販売店等名称				
	営業所・販売店等 〒・所在地				
当該取引に関する情報	取引形態				
	業務内容				
	取引を行う目的				
	決済方法				
	取引金額				
	通貨単位				
	両替後の通貨単位				
	手形・証券、金地金等の動産の種別				
	手形・証券、金地金等の動産の番号				
	不動産の種別				
	不動産の地番				
	その他（特徴等）				
預貯金口座・クレジットカードを利用して行われた場合	個人・法人の別				
	フリガナ				
	（被）仕向先の氏名（法人名）				
	銀行、クレジットカード会社等の種別				
	銀行、クレジットカード会社等の名称				
	営業所・代理店等名称				
	口座・クレジットカード等種類				
	口座・クレジットカード等番号				
	送金先（元）国名				
当該取引の際に使用した通称・異名等					
備考					

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別記様式第４号（第25条関係）

年　月　日

殿

事業者名
代表者名
所在地
部署・担当者
電話番号

電磁的記録媒体提出票

犯罪による収益の移転防止に関する法律（第８条第１項・第８条第２項）の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第25条第１項に規定する届出書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を次のとおり提出します。

電磁的記録媒体に記録されている顧客等の氏名又は名称

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

14　「その他（特徴、詳細等）」は、宝石のカラット数・デザイン、外国の有価証券に関する特徴、会社の定款の詳細等を記入すること。

15　「預貯金口座・クレジットカードを利用して行われた場合」欄は、次のとおり記入すること。

(1)　銀行等の場合、別記様式第１号の顧客等以外の（被）仕向先（送金先（元））を記入すること。

(2)　銀行等以外の事業者（クレジットカード等の発行者を除く。）の場合、顧客等の利用した預貯金口座、クレジットカード等を記入すること。

(3)　クレジットカード等の発行者の場合、顧客等の利用した預貯金口座を記入すること。

(4)　行政書士等、公認会計士等、税理士等の場合、対象特定代理等に係る行為又は手続に関する（被）仕向先（送金先（元））、預貯金口座、クレジットカード等を記入すること。

16　１から15までのほか、別記様式第１号の備考に記載のある事項については、この様式の作成についても同様とすること。

別記様式第４号（第25条関係）

年　月　日

殿

事業者名
代表者名
所在地
部署・担当者
電話番号

電磁的記録媒体提出票

犯罪による収益の移転防止に関する法律第８条第１項の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第25条第１項に規定する届出書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を次のとおり提出します。

電磁的記録媒体に記録されている顧客等の氏名又は名称

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

(1)　銀行等の場合、別記様式第１号の顧客等以外の（被）仕向先（送金先（元））を記入すること。

(2)　銀行等以外の事業者（クレジットカード等の発行者を除く。）の場合、顧客等の利用した預貯金口座、クレジットカード等を記入すること。

(3)　クレジットカード等の発行者の場合、顧客等の利用した預貯金口座を記入すること。

16　１から15までのほか、別記様式第１号の備考に記載のある事項については、この様式の作成についても同様とすること。

（疑わしい取引の届出における情報通信技術の活用に関する規則の一部改正）

第二条　疑わしい取引の届出における情報通信技術の活用に関する規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（申請等の指定） **第二条**　この規則において、情報通信技術活用法第六条第一項の規定に基づき、電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等は、法第八条第一項又は第二項の規定による届出（以下「疑わしい取引の届出」という。）とする。	（申請等の指定） **第二条**　この規則において、情報通信技術活用法第六条第一項の規定に基づき、電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等は、法第八条第一項の規定による届出（以下「疑わしい取引の届出」という。）とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定（同号に規定する外国為替及び外国貿易法の目次等の改正規定並びに改正法附則第四条及び第五条の規定を除く。）の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

（顧客等について既に確認を行っていることを確認する方法）

第二条　犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二条第二項、第三条第二項及び第四条第二項に規定する主務省令で定める方法については、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第十六条の規定を準用する。

（経過措置）

第三条　この命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

2　旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

省　令

○文部科学省令第六号

日本私立学校振興・共済事業団法施行令（平成九年政令第三百五十四号）第二条第一項の規定に基づき、日本私立学校振興・共済事業団法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十五日

文部科学大臣　盛山　正仁

日本私立学校振興・共済事業団法施行規則の一部を改正する省令

日本私立学校振興・共済事業団法施行規則（平成九年文部省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、その標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（資金貸付けの対象となる専修学校又は各種学校の課程） **第十三条**　令第二条第一項の文部科学省令で定める専修学校の課程は、次の各号のいずれかに該当する専修学校の学科であって、その授業が年二回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められているものとする。 一　工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係、教育・社会福祉関係、商業実務関係又は服飾・家政関係の分野に属する学科であること。 二　文化・教養関係の分野に属する学科であって、実際生活に必要な能力の育成又は教養の向上を図ることを主たる目的とするもの以外のものであること。	（資金貸付けの対象となる専修学校又は各種学校の課程） **第十三条**　令第二条第一項の文部科学省令で定める専修学校の課程は、工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係、教育・社会福祉関係又は商業実務関係の分野に属する専修学校の学科及び服飾、デザイン、写真、外国語、音楽又は美術に関する専修学校の学科であって、その授業が年二回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められているものとする。 ［号を加える。］ ［号を加える。］

第十四条　令第二条第一項の文部科学省令で定める各種学校の課程は、機械、自動車整備、電気、電子、ラジオ、テレビジョン、放送装置、無線装置、造船、応用化学、金属加工、工業化学、写真、服飾、建築、土木、機械設計、建築設計、機械製図、建築製図、測量又は経理に関する各種学校の課程及び診療放射線技師、臨床検査技師、歯科技工士、歯科衛生士、看護師、准看護師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士、調理師、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、養護教諭又は保育士の養成を行う各種学校の課程であって、次の各号に掲げる要件を備えたものとする。

一～六　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第四十七号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条の七第一項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十五日

厚生労働大臣　武見　敬三

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第六十一条の七第一項のその子が一歳に達した日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合） **第百一条の二十五**　法第六十一条の七第一項のその子が一歳に達した日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合は次のとおりとする。 一　育児休業の申出に係る子について、児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所、認定こども園法第二条第六項に規定する認定こども園又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等（以下この号及び第百一条の二十九の二において「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子が一歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合（速やかな職場復帰を図るために保育所等における保育の利用を希望しているものであると公共職業安定所長が認める場合に限る。） 二～五　（略）	（法第六十一条の七第一項のその子が一歳に達した日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合） **第百一条の二十五**　法第六十一条の七第一項のその子が一歳に達した日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合は次のとおりとする。 一　育児休業の申出に係る子について、児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所、認定こども園法第二条第六項に規定する認定こども園又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等（第百一条の二十九の二において「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子が一歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合 二～五　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の雇用保険法施行規則（以下「新規則」という。）第百一条の二十五（雇用保険法施行規則第百一条の二十六において準用する場合及び同令第百一条の二十七において読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその雇用保険法第六十一条の七第一項に規定する子が一歳に達する被保険者（雇用保険法施行規則第百一条の二十六において新規則第百一条の二十五の規定を準用する場合にあっては施行日以後にその当該子が一歳六か月に達する被保険者とし、雇用保険法施行規則第百一条の二十七において新規則第百一条の二十五の規定を読み替えて適用する場合にあっては施行日以後に休業することとする一の期間の末日とされた日が到来する被保険者とする。）について適用する。

○農林水産省令第十二号

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係政令の一部を改正する政令（令和六年政令第六十五号）の施行に伴い、並びに家畜伝染病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十五号）第三条第三項及び第五条第四項（同令第七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十五日

農林水産大臣　坂本　哲志

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
（通行の制限又は遮断） **第十五条の二**　（略） 2　令第三条第三項及び第五条第四項（令第七条において準用する場合を含む。）の規定による公衆の閲覧は、都道府県又は市町村のウェブサイトへの掲載により行うものとする。	（通行の制限又は遮断） **第十五条の二**　（略） （新設）

附　則

この省令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係政令の一部を改正する政令の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

○農林水産省
経済産業省令第一号

商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第百九十八条第一項及び第二百四十条の九第一項の規定に基づき、商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十五日

農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健

商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令

商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産省経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
（商品先物取引業者の標識） **第九十一条**　（略） 2　法第百九十八条第一項の規定による公衆の閲覧は、商品先物取引業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。 （商品先物取引仲介業者の標識） **第百二十六条の六**　（略） 2　法第二百四十条の九第一項の規定による公衆の閲覧は、商品先物取引仲介業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。	（商品先物取引業者の標識） **第九十一条**　（略） （新設） （商品先物取引仲介業者の標識） **第百二十六条の六**　（略） （新設）

様式第九号（第91条第１項関係）

様式第九号及び様式第十三号を次のように改める。
様式第九号（第九十一条第一項関係）

商　品　先　物　取　引　業　者

（商号又は名称）

（業務の種別）

（加入している商品先物取引協会の名称）

（記載上の注意）

１．標識を営業所又は事務所に掲示する場合、当該標識は、縦20センチメートル以上、横30センチメートル以上の大きさとすること。ただし、営業所又は事務所が無人の端末である場合、当該標識は、縦５センチメートル以上、横７センチメートル以上の大きさとすること。

２．業務の種別については、法第２条第22項各号に掲げる行為に係る業務の種別を記載すること。

３．加入している商品先物取引協会の名称に続けて「加入」と表示すること。

様式第十三号（第126条の６第１項関係）

商　品　先　物　取　引　仲　介　業　者

（氏名又は商号若しくは名称）

（登録番号）

（業務の種別）

所属商品先物取引業者（所属商品先物取引業者の商号又は名称）

（記載上の注意）

１．標識を営業所又は事務所に掲示する場合、当該標識は、縦20センチメートル以上、横30センチメートル以上の大きさとすること。ただし、営業所又は事務所が無人の端末である場合、当該標識は、縦５センチメートル以上、横７センチメートル以上の大きさとすること。

２．業務の種別については、法第２条第22項各号に掲げる行為に係る業務の種別を記載すること。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

様式第十三号（第百二十六条の六第一項関係）

○経済産業省令第十六号

商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第十三条第一項の規定に基づき、商品投資顧問業者の業務に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十五日

経済産業大臣　齋藤　健

商品投資顧問業者の業務に関する省令の一部を改正する省令

商品投資顧問業者の業務に関する省令（平成四年通商産業省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（掲示すべき標識の様式等） **第一条**　［略］ ２　法第十三条第一項の規定による公衆の閲覧は、商品投資顧問業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。	（掲示すべき標識の様式） **第一条**　［略］ ［新設］

備考　表中の［　］は注記である。

別紙様式第１号（第１条関係）

別紙様式第一号を次のように改める。

商品投資顧問業者許可証

商品投資顧問業者

許可番号　農林水産大臣　経済産業大臣　（　　）第　　号

許可有効期間　　年　月　日　　～　　年　月　日

（商品投資顧問業者の商号）

注　不要な文字は消すこと。

標識を営業所ごとに公衆の見やすい場所に掲示する場合における当該標識は、縦20センチメートル以上、横30センチメートル以上の大きさとすること。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項及び第二十九条ノ八の規定に基づき、船舶設備規程及び小型船舶安全規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十五日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

船舶設備規程及び小型船舶安全規則の一部を改正する省令

（船舶設備規程の一部改正）

第一条　船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
（簡易型船舶自動識別装置） **第三百十一条の二十一の二**　旅客船その他旅客の輸送の用に供するものとして告示で定める船舶（いずれも沿海区域を航行区域とする船舶に限り、次に掲げる船舶を除く。）には、簡易型船舶自動識別装置を備えなければならない。 一　船舶自動識別装置を備える船舶 二　浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置を備える船舶	（新設）
第八編　（略）	**第八編**　（略）

（小型船舶安全規則の一部改正）

第二条　小型船舶安全規則（昭和四十九年運輸省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（適用） **第一条**　船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項の規定により漁船以外の小型船舶に関し施設しなければならない事項及びその標準については、他の国土交通省令の規定（船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）第三百十一条の二十一の二及び船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第二章の三の規定を除く。）にかかわらず、この省令の定めるところによる。 （救命設備の備付数量） **第五十八条**　近海以上の航行区域を有する小型船舶には、次に掲げる救命設備を備え付けなければならない。 一～八　（略） 九　小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置（当該小型船舶のうち旅客船又は船舶設備規程第三百十一条の二十一の二の告示で定める船舶に該当するものにあつては、浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置（船舶救命設備規則第三十九条の規定に適合するものに限る。第六十三条第二項において同じ。））　一個 十・十一　（略） 2～9　（略）	（適用） **第一条**　船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項の規定により漁船以外の小型船舶に関し施設しなければならない事項及びその標準については、他の国土交通省令の規定（船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第二章の三の規定を除く。）にかかわらず、この省令の定めるところによる。 （救命設備の備付数量） **第五十八条**　近海以上の航行区域を有する小型船舶には、次に掲げる救命設備を備え付けなければならない。 一～八　（略） 九　小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置　一個 十・十一　（略） 2～9　（略）

（小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置等）

第六十三条　（略）

２　浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置は、非常の際に容易かつ迅速に使用できるよう検査機関が適当と認める方法により積み付けなければならない。

（衛星航法装置）

第八十四条の四　推進機関を有する小型船舶と当該船舶に押される船舶（推進機関及び帆装を有しないものであつて、船舶安全法施行規則第二条第二項第三号ロからチまでに掲げるものを除く。）とが結合して一体となつて平水区域を超えて航行の用に供される場合には、当該推進機関を有する小型船舶には、船舶設備規程第百四十六条の二十四第二項の告示で定める要件に適合する第二種衛星航法装置を備えなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（船舶設備規程の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の船舶設備規程（以下この条において「新船舶設備規程」という。）第三百十一条の二十一の二の規定は、沿海区域を航行区域とする船舶（同条各号に掲げる船舶を除く。以下この条において「特定船舶」という。）のうち次の各号に掲げる船舶については、当該各号に定める期間は、適用しない。

一　イ又はロに掲げる船舶（遊漁船（遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第二条第一項に規定する遊漁船業の用のみに供する船舶をいう。以下同じ。）及びこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）（ロに掲げる船舶にあっては、令和七年四月一日）以後に主要な変更又は改造を行った船舶を除く。）　それぞれイ又はロに定める期間

イ　施行日前に建造契約が結ばれた旅客船（建造契約がない旅客船にあっては、令和六年十月一日前に建造に着手されたもの）であって令和十年四月一日前に船舶所有者に対し引き渡されたもの　施行日から当該旅客船について施行日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間

ロ　令和七年四月一日前に建造契約が結ばれた新船舶設備規程第三百十一条の二十一の二の告示で定める船舶（建造契約がない船舶にあっては、令和七年十月一日前に建造に着手されたもの）であって令和十一年四月一日前に船舶所有者に対し引き渡されたもの　施行日から当該船舶について令和七年四月一日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間

二　遊漁船　当分の間

２　新船舶設備規程第三百十一条の二十一の二の規定にかかわらず、特定船舶のうち前項第一号に掲げる船舶（以下この項において「現存船」という。）については、同号に定める期間の経過後において次に掲げる場合に該当するときは、管海官庁（小型船舶にあっては、管海官庁又は小型船舶検査機構（次条において「検査機関」という。）。以下この条において同じ。）の指示するところによることができる。

一　当該現存船の航海の態様その他の事情を勘案して管海官庁がやむを得ないと認める場合

二　次のイ又はロに掲げる船舶の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる期間継続して管海官庁が適当と認める船舶の位置情報を発信することができる装置を当該現存船に備え付けている場合であって、当該装置を引き続き当該現存船に備え付ける場合

イ　前項第一号イに掲げる船舶　施行日から当該旅客船について施行日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間

ロ　前項第一号ロに掲げる船舶　令和七年四月一日から当該船舶について令和七年四月一日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間

３　新船舶設備規程第三百十一条の二十一の二の規定にかかわらず、特定船舶のうち第一項第一号イ又はロに掲げる船舶（遊漁船を除き、施行日（同号ロに掲げる船舶にあっては、令和七年四月一日）以後に主要な変更又は改造を行った船舶に限る。）については、管海官庁の指示するところによることができる。

（小型船舶安全規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の小型船舶安全規則（以下この条において「新小型船舶安全規則」という。）第五十八条第一項に規定する小型船舶（次項において「小型船舶」という。）のうち次の各号に掲げる船舶に係る救命設備の備付けについては、当該各号に定める期間は、なお従前の例によることができる。

一　イからホまでに掲げる船舶（遊漁船及び施行日（ハからホまでに掲げる船舶にあっては、令和七年四月一日）以後に主要な変更又は改造を行った船舶を除く。）　それぞれイからホまでに規定する小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置を引き続き当該船舶に備え付けている間

イ　旅客船であって施行日に現に小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置（新小型船舶安全規則第三条の規定により検査機関が新小型船舶安全規則の規定に適合する小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置と同等以上の効力を有すると認める設備を含む。以下この号において同じ。）を備え付けているもの

（小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置等）

第六十三条　（略）

（新設）

（衛星航法装置）

第八十四条の四　推進機関を有する小型船舶と当該船舶に押される船舶（推進機関及び帆装を有しないものであつて、船舶安全法施行規則第二条第二項第三号ロからチまでに掲げるものを除く。）とが結合して一体となつて平水区域を超えて航行の用に供される場合には、当該推進機関を有する小型船舶には、船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）第百四十六条の二十四第二項の告示で定める要件に適合する第二種衛星航法装置を備えなければならない。

ロ　施行日に現に建造契約が結ばれている旅客船（建造契約がない旅客船にあっては、施行日に現に建造中であるもの）であって小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置を備え付ける予定のもの

ハ　新船舶設備規程第三百十一条の二十一の二の告示で定める船舶であって施行日に現に小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置を備え付けているもの

ニ　新船舶設備規程第三百十一条の二十一の二の告示で定める船舶であって施行日から令和七年四月一日までの間に小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置を備え付けるもの

ホ　令和七年四月一日に現に建造契約が結ばれている新船舶設備規程第三百十一条の二十一の二の告示で定める船舶（建造契約がない船舶にあっては、令和七年四月一日に現に建造中であるもの）であって小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置を備え付ける予定のもの

二　遊漁船　当分の間

2　新小型船舶安全規則第五十八条第一項（第九号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、小型船舶のうち前項第一号イからホまでに掲げる船舶（遊漁船を除き、施行日（同号ハからホまでに掲げる船舶にあっては、令和七年四月一日）以後に主要な変更又は改造を行ったものに限る。）については、検査機関の指示するところによることができる。

○環境省令第十一号

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和五年法律第三十四号）の施行に伴い、並びに自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第二十五条第六項及び第十項第四号並びに第二十七条第五項及び第九項第四号の規定に基づき、自然環境保全法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十五日

環境大臣　伊藤**信**太郎

自然環境保全法施行規則の一部を改正する省令

自然環境保全法施行規則（昭和四十八年総理府令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（特別地区内の行為の許可基準） **第十七条**　法第二十五条第六項の環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。 一　工作物を新築すること。 イ・ロ　（略） ハ　次に掲げる工作物 当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 （イ）～（ヘ）　（略） （ト）　漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第三条に規定する漁港施設又は同法第六十六条の規定により漁港施設とみなされた施設 （チ）　沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）第二条第一項に規定する沿岸漁業（総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船（とう載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）をいう。第十九条第一号トにおいて同じ。）の構造の改善に関する事業に係る施設 （リ）～（テ）　（略） ニ・ホ　（略） 二～十四　（略）	（特別地区内の行為の許可基準） **第十七条**　法第二十五条第六項の環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。 一　工作物を新築すること。 イ・ロ　（略） ハ　次に掲げる工作物 当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 （イ）～（ヘ）　（略） （ト）　漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三条に規定する漁港施設又は同法第四十条の規定により漁港施設とみなされた施設 （チ）　沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）第二条第一項に規定する沿岸漁業（総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船（とう載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）をいう。第十九条第一号ヘにおいて同じ。）の構造の改善に関する事業に係る施設 （リ）～（テ）　（略） ニ・ホ　（略） 二～十四　（略）

（特別地区内における許可等を要しない行為）

第十九条　法第二十五条第十項第四号の環境省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一　工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの

イ～ニ　（略）

ホ　漁港及び漁場の整備等に関する法律第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）、特別地区が指定され若しくはその区域が拡張された際現に同法第六十六条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であつて法第二十五条第四項の規定による許可を受けて設置されたもの（法第三十条において準用する法第二十一条第一項後段の規定による協議に係るものを含む。）を改築し、又は増築すること。

ヘ　漁港及び漁場の整備等に関する法律第三十四条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。

ト～ク　（略）

二～九　（略）

十　環境大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することであつて次に掲げるもの

イ～ヘ　（略）

ト　漁港及び漁場の整備等に関する法律第二十五条に規定する漁港管理者が維持管理する同法第三条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。

チ～ル　（略）

十一　（略）

十二　前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ　森林法第二十五条第一項若しくは第二項若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林の区域又は同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区内における同法第三十四条第二項各号に該当する場合の同項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）に規定する行為並びに森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第六十三条第一項第一号に規定する事業若しくは工事を実施する行為

ロ～リ　（略）

十三　（略）

（海域特別地区内の行為の許可基準）

第二十三条　法第二十七条第五項の環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

一　工作物を新築すること。

イ・ロ　（略）

（特別地区内における許可等を要しない行為）

第十九条　法第二十五条第十項第四号の環境省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一　工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの

イ～ニ　（略）

ホ　漁港漁場整備法第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）、特別地区が指定され若しくはその区域が拡張された際現に同法第四十条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であつて法第二十五条第四項の規定による許可を受けて設置されたもの（法第三十条において準用する法第二十一条第一項後段の規定による協議に係るものを含む。）を改築し、又は増築すること。

ヘ　漁港漁場整備法第三十四条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。

ト～ク　（略）

二～九　（略）

十　環境大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することであつて次に掲げるもの

イ～ヘ　（略）

ト　漁港漁場整備法第二十五条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第三条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。

チ～ル　（略）

十一　（略）

十二　前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ　森林法第二十五条第一項若しくは第二項若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林の区域又は同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区内における同法第三十四条第二項各号に該当する場合の同項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）に規定する行為並びに森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第六十三条第一項第一号に規定する事業若しくは工事を実施する行為

ロ～リ　（略）

十三　（略）

（海域特別地区内の行為の許可基準）

第二十三条　法第二十七条第五項の環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

一　工作物を新築すること。

イ・ロ　（略）

ハ　次に掲げる工作物

当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる海域及びその周辺の海域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

（イ）　（略）

（ロ）　漁港及び漁場の整備等に関する法律第三条に規定する漁港施設又は同法第六十六条の規定により漁港施設とみなされた施設

（ハ）～（チ）　（略）

二～十　（略）

（海域特別地区内における許可等を要しない行為）

第二十五条　法第二十七条第九項第四号の環境省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一　漁港及び漁場の整備等に関する法律第三条第一号に掲げる施設、海域特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同法第六十六条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であつて法第二十七条第三項の規定による許可を受けて設置されたもの（法第三十条において準用する法第二十一条第一項後段の規定による協議に係るものを含む。）を改築し、又は増築すること。

二～十四　（略）

十五　漁港及び漁場の整備等に関する法律第四条第一項に規定する漁港漁場整備事業を実施するために動力船を使用すること。

十六　漁港及び漁場の整備等に関する法律第二十六条の規定により漁港管理者が、適正に、漁港の維持、保全及び運営その他漁港の維持管理を行うために動力船を使用すること。

十七～二十七　（略）

附　則

この省令は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

ハ　次に掲げる工作物

当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる海域及びその周辺の海域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

（イ）　（略）

（ロ）　漁港漁場整備法第三条に規定する漁港施設又は同法第四十条の規定により漁港施設とみなされた施設

（ハ）～（チ）　（略）

二～十　（略）

（海域特別地区内における許可等を要しない行為）

第二十五条　法第二十七条第九項第四号の環境省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一　漁港漁場整備法第三条第一号に掲げる施設、海域特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同法第四十条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であつて法第二十七条第三項の規定による許可を受けて設置されたもの（法第三十条において準用する法第二十一条第一項後段の規定による協議に係るものを含む。）を改築し、又は増築すること。

二～十四　（略）

十五　漁港漁場整備法第四条に規定する漁港漁場整備事業を実施するために動力船を使用すること。

十六　漁港漁場整備法第二十六条の規定により漁港管理者が、適正に、漁港の維持、保全及び運営その他漁港の維持管理を行うために動力船を使用すること。

十七～二十七　（略）

規　則

○国家公安委員会規則第五号

国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十七号）の一部の施行に伴い、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十五日

国家公安委員会委員長　松村　祥史

犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則の一部を改正する規則

犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則（平成十九年国家公安委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（通知の受理） **第四条**　警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長（以下「組織犯罪対策第一課長」という。）は、法第八条第六項の規定による通知（以下この条、次条及び第十四条第一項第一号において単に「通知」という。）があったときは、当該通知に係る記録を作成するとともに、当該通知を行った者に対し、別記様式第一号により作成した受理書を交付しなければならない。	（通知の受理） **第四条**　警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長（以下「組織犯罪対策第一課長」という。）は、法第八条第五項の規定による通知（以下この条、次条及び第十四条第一項第一号において単に「通知」という。）があったときは、当該通知に係る記録を作成するとともに、当該通知を行った者に対し、別記様式第一号により作成した受理書を交付しなければならない。

別記様式第１号（第４条関係）

文　書　番　号
令和　年　月　日

殿

国家公安委員会

受　理　書

令和　年　月　日付け（文書番号）による犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第８条第６項の規定に基づく貴職からの通知を受理しました。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第１号（第４条関係）

文　書　番　号
令和　年　月　日

殿

国家公安委員会

受　理　書

令和　年　月　日付け（文書番号）による犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第８条第５項の規定に基づく貴職からの通知を受理しました。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

附　則

この規則は、国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定（同号に規定する外国為替及び外国貿易法の目次等の改正規定並びに改正法附則第四条及び第五条の規定を除く。）の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

○個人情報保護委員会規則第二号

所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）の一部の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十七号に基づき同条第十五号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十五日　個人情報保護委員会委員長　藤原　静雄

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十七号に基づき同条第十五号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十七号に基づき同条第十五号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則（平成二十七年特定個人情報保護委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）第十九条第十五号に準ずるものとして同条第十七号の個人情報保護委員会規則で定めるときは、次に掲げる場合とする。 一　［略］ 二　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第五十五条第一項から第三項までの規定による報告の徴取、質問若しくは検査又は同法第五十六条の規定による協力の求めが行われるとき。 ［三・四　略］	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）第十九条第十五号に準ずるものとして同条第十七号の個人情報保護委員会規則で定めるときは、次に掲げる場合とする。 一　［同上］ 二　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第五十五条第一項若しくは第二項の規定による報告の徴取、質問若しくは検査又は同法第五十六条の規定による協力の求めが行われるとき。 ［三・四　同上］
備考　表中の［　］は注記である。	

附　則

この規則は、所得税法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に定める日（令和六年四月一日）から施行する。

○カジノ管理委員会規則第二号

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信技術の活用に関する規則の一部を改正する命令（令和六年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第二号）の施行に伴い、カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十五日　カジノ管理委員会委員長　北村　道夫

カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則の一部を改正する規則

カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則（令和三年カジノ管理委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第百二条第一項第四号中「第二十七条第一項第三号」を「第二十七条第一項第一号ハ」に改める。

附　則

この規則は、国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十七号。以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定（同号に規定する外国為替及び外国貿易法の目次等の改正規定並びに改正法附則第四条及び第五条の規定を除く。）の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。